

(住 所)

(氏名又は名称) 殿

(税關官署の長)

とん税及び特別とん税 更正定 通知書

開 港 名		入港年月日	平成 年 月 日
船舶の名称 及 び 国 種			

上記の開港に入港した船舶に対するとん税及び特別とん税を、とん税法第6条及び特別とん税法第6条の規定により下記のとおり **更正決定** したので、とん税法施行令第3条及び特別とん税法施行令第2条の規定により通知します。

なお、この通知により 納付すべき税額 還付する金額 は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び滞納税は、平成 年 月 日までに、同封の納付書により納付して下さい。

この納付書により納付すべき税額又は還付する金額		理由その他付記事項
区 分	納付すべき税額 元	
	還付する金額 元	

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税額の計算の算式

延滞税の額	=	納付すべき本税の額	×	期間(日数)	×	延滞税の割合	×	1/365
				法定納期限の翌日 から完納の日まで		7.3% (注) 〔 納期限の翌日から2月を 経過した日以降は14.6% 〕		

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。

具体的には次のとおりです。

- 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
- 納期限の翌日から2月を経過した日以降・・・年「14.6%」

(2) 上記表の納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要はありません。また、上記表の納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により、延滞税を計算して下さい。

(3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納税する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てて下さい。

記

区分	課 税 標 準 (純とん数)	税 額	更正により 增加 した税額 減少
更 正	更正前		円
	更正後		
決 定			